

鳥取県告示第157号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）		4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）	
名 称	取 扱 事 務	名 称	取 扱 事 務
株式会社ゆうちょ銀行	1～3 略 4 <u>口座振替の方法による歳入の納付に係る口座振替の事務</u>	株式会社ゆうちょ銀行	1～3 略 4 <u>個人事業税、自動車税、県営住宅の家賃、職員宿舍等貸付料、社会福祉施設使用料、専門学校授業料、修学資金等返還金、育英奨学資金返還金、進学奨励資金返還金、専修学校等奨学資金返還金、心身障害者扶養共済制度加入者掛金、母子福祉資金償還金及び寡婦福祉資金償還金の収納に係る口座振替の事務</u>